

令和7年11月25日

登録ボランティア団体（市民団体）各位

社会福祉法人栃木市社会福祉協議会

会長 赤羽根 正夫

[公印省略]

**令和8年度栃木県地域福祉振興基金（栃の実基金）市民団体支援事業
の活用希望調査について（依頼）**

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

標記のことについて、栃木県社会福祉協議会から通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、標記事業の活用を希望される場合は、別紙交付要領を確認し、栃の実基金活用希望調査票を、期限までにご提出くださるようお願いいたします。

なお、今回の調査は、県社協の令和8年度市民団体支援事業の事業計画・収支予算を編成するための参考に実施するものであります。したがって、今後、事業内容等を県社協で精査したうえで交付団体の決定及び助成額が決定されることから、希望調査内容と必ず一致するとは限らないことをお含み置ください。

記

- 1 提出書類 令和8年度栃の実基金還元事業活用希望調査票（市民団体支援事業用）
 - 2 提出期限 令和7年12月24日（水）【期限厳守】
 - 3 提出先 栃木市社会福祉協議会 地域福祉課地域福祉係
〒328-0027 栃木市今泉町 2-1-40
 - 4 補助内容
 - ・市民団体支援事業
 - 社会福祉の向上に大きな効果が予想され、独創性・先駆性・普遍性が認められる開発的な取組に対する助成。
 - 行政等、他の助成制度の対象となった事業や営利を目的とする事業は対象としない。
 - ・補助額 200,000 円
 - ・補助期間 1 年
- ※申請には栃木市社会福祉協議会ボランティア登録されていることが必要です。

地域福祉課地域福祉係

担当：金子・小島

☎ 0282-22-4457

Mail: chiki-tochigi@tochigishi-shakyo.or.jp

栃木県地域福祉振興基金事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 栃木県地域福祉振興基金設置運営要綱第6条第1項第1号に定める補助事業に係る栃木県地域福祉振興基金事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要領の定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 補助金の交付の対象である事務又は事業の内容、その補助期間及び補助限度額、交付の相手方は別表1に定めるとおりとし、補助率は対象経費の10分の10とする。

(交付の申請)

第3条 補助金の交付の申請をしようとする者は、交付申請書（別記様式第1）に別表2に定める書類を添えて栃木県社会福祉協議会会長（以下「県社協会長」という。）に提出しなければならない。

(補助の条件)

第4条 この補助金は、第2条に規定する対象事業以外に使用してはならない。

- 2 補助金を目的以外に使用した場合は、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことがある。
- 3 補助事業の内容を変更又は中止する場合においては、県社協会長の承認を受けなければならない。

(変更の承認)

第5条 第4条第3項の規定に基づく県社協会長の承認を受けようとする場合には、変更承認申請書（別記様式第2）に変更の内容及び理由を記載した書類を添付して県社協会長に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第6条 県社協会長は補助金の交付の申請のあったときは、当該申請に係る書類の審査をし、補助金の交付をすべきものと認めたときはすみやかに補助金の交付の決定をし、その内容を交付の申請をした者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 第6条の規定に基づく通知を受けた者が、補助金の交付を受けようとする場合は、交付請求書（別記様式第3）を県社協会長に提出しなければならない。

(実績の報告)

第8条 補助金の交付を受けた者は、この補助事業の終了後速やかに実績報告書（別記様式第4）に別表2に定める書類を添えて県社協会長に提出しなければならない。

(補助金の額の決定)

第9条 県社協会長は、この補助事業の完了または廃止に係る補助事業の実績報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査を行い、その報告に係る補助事業の実績が補助の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは交付すべき補助金等の額を確定し実績の報告をした者に通知するものとする。

附 則

この要領は昭和62年4月1日から実施する

この要領の一部改正は昭和63年4月1日から実施する

この要領の一部改正は平成9年4月1日から実施する

この要領の一部改正は平成15年4月1日から実施する

この要領の一部改正は平成17年12月7日から実施する

この要領の一部改正は平成22年9月28日から実施する

この要領の一部改正は平成24年4月1日から実施する

この要領の一部改正は平成25年4月1日から実施する

この要領の一部改正は平成25年8月6日から実施する

この要領の一部改正は平成31年4月1日から実施する。

なお、平成30年度補助事業で補助期間が満了しない事業を引き続き実施する場合は、なお従前の例による。
ただし、交付の申請及び実績の報告については、改正後の様式によるものとする。

別表1

重点推進項目	記号	対象事業名	事業内容	補助期間	補助限度額	交付の相手方	対象経費	備考
①「地域共生社会」の実現 ②住民主体の課題解決力の強化（住民に身近な圏域） ・地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備 ・地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備	1	地域づくりのための活動 基盤整備事業	(1)小地域における住民の福祉活動の組織化と活動拠点の整備 (2)住民主体による福祉コミュニティづくりと住民活動の拡充 (3)地域づくりに向けた人材確保・育成 (4)住民参加の促進と連携・協働の体制づくり	5年以内	300,000円	市町社会福祉協議会	諸謝金、旅費交通費、研修研究費、消耗品費、器具備品費、会議費、印刷製本費、水道光熱費、燃料費、通信運搬費、広報費、手数料、保険料、業務委託費、賃借料	原則として総事業費30万円以上の事業に交付する
	2	県域団体支援事業	県域で社会福祉活動を行う社会性のある団体（栃木県ボランティア連絡協議会、栃木いのちの電話）に対して、継続的な支援を行うことにより、県民の主体的な参加による地域福祉の推進及び広域での効果的な事業展開への支援	1年	300,000円	市町社会福祉協議会	器具・機材購入費	・ボランティア活動促進のための活動器具・機材を整備するのみの事業について は、左記補助期間・対象経費による ・原則として総事業費10万円以上の事業に交付する
	3	市民団体支援事業	社会福祉の向上に大きな効果が予想され、獨創性・先駆性・普遍性が認められる開発的な取組に対する助成 ・行政等、他の助成制度の対象となつた事業や営利を目的とする事業は対象としない。	1年	200,000円	市民団体、ボランティア団体、NPO法人、一般社団法人、公益社団法人	事業実施に係る経費	・原則として単年度補助とする。 ・本助成は、予算の範囲内で実施する。
	4	アウトリーチの徹底に資する事業	(1)小地域を単位にしたネットワークの構築 (2)制度の狭間や支援につながらにくい地域生活課題に対応する人材の確保・育成	5年以内	300,000円	市町社会福祉協議会	諸謝金、旅費交通費、研修研究費、消耗品費、器具備品費、会議費、印刷製本費、水道光熱費、燃料費、通信運搬費、広報費、手数料、保険料、業務委託費、賃借料	原則として総事業費30万円以上の事業に交付する
	5	総合相談体制の構築事業	(1)相談窓口の総合化と職員チーム対応力の向上 (2)部門間横断の相談支援体制づくり (3)既存制度では対応が難しい課題解決に向けた組織的な対応	5年以内	300,000円	市町社会福祉協議会		
	6	生活支援体制づくり事業	(1)新たな地域ニーズに対応する在宅福祉サービスの展開 (2)多様な生活課題に対する生活支援サービスや福祉活動の開発・実施 (3)在宅福祉サービス事業部門における多様な生活課題への対応 (4)住民組織や多様な主体との連携による自立支援プログラム等の開発・実施	5年以内	300,000円	市町社会福祉協議会		

別表2

記号	対象事業名	交付申請書添付提出書類	実績報告書添付提出書類
1	地域づくりのための活動基盤整備事業		
4	アウトリーチの徹底に資する事業		
5	総合相談体制の構築事業	栃木県地域福祉振興基金事業計画書(別紙1-①) 栃木県地域福祉振興基金事業収支予算書(別紙2) その他県社協会長が必要と認める書類	栃木県地域福祉振興基金実績報告書(別紙4-①) 栃木県地域福祉振興基金収支決算書(別紙5) 各1部
6	生活支援体制づくり事業		
7	災害にも強いまちづくり推進事業	各1部	※別紙4-①について、補助期間最終年度終了時は最終年度用を使用すること
8	開発的モデル事業		
10	地域福祉活動計画策定事業		
2	県域団体支援事業	栃木県地域福祉振興基金事業計画書(別紙1-②) 栃木県地域福祉振興基金事業収支予算書(別紙2) 団体事業計画ならびに予算書 団体会則又は定款 各1部	栃木県地域福祉振興基金実績報告書(別紙4-②) 栃木県地域福祉振興基金収支決算書(別紙5) 各1部
3	市民団体支援事業	栃木県地域福祉振興基金事業計画書(別紙1-②) 栃木県地域福祉振興基金事業収支予算書(別紙2) 団体事業計画ならびに予算書 団体会則又は定款 栃木県地域福祉振興基金市民団体支援事業推薦書(別紙3)(県域で活動する団体は除く) 各1部	
8	災害支援活動助成事業	栃木県地域福祉振興基金事業計画書(別紙1-②) 栃木県地域福祉振興基金事業収支予算書(別紙2) 団体事業計画ならびに予算書 団体会則又は定款 各1部	栃木県地域福祉振興基金実績報告書(別紙4-②) 栃木県地域福祉振興基金収支決算書(別紙5) ボランティア活動証明書の写し 参加者名簿 各1部 ※ボランティア活動証明書について、現地災害ボランティアセンターにおいて活動証明書を発行していない場合は、本会の様式を使用し現地災害ボランティアセンターにおいて記入をしてもらうこと

【提出先】

お住いの地域の市町社会福祉協議会あてにお願いいたします。

令和8年度 栃の実基金【市民団体支援事業】活用希望調査票

※管轄の市町社会福祉協議会あてに本調査票をご提出ください。

※貴団体の昨年度の決算書を併せてご提出ください。

団体名

〒

住所

連絡先電話番号

代表者名

担当者名

団体の 主な活動	【設立年月】	【会員数】
助成を希望する 事業名	☐ 新規事業である ☐ 従来から実施している事業である（ 年程度）	
事業内容 (※誰を対象に いつ何をするの か等をなるべく 詳細に記載)		
目標・ 期待される効果		
活用希望額	円 ※当事業への他の助成の有無 あり・なし	

【提出先】

お住いの地域の市町社会福祉協議会あてにお願いいたします。

収支予算	(費目)	(金額：円)	(積算内訳)
	【収入】 栃の実基金補助金		
	計		
	【支出】		
	計		

※市町社会福祉協議会記入欄	
標記事業について、上記のとおり希望がありましたので調査票を提出します。	
担当者	社協名 _____ 社会福祉協議会
	所属・氏名 _____

令和 8 年度 栃の実基金【市民団体支援事業】活用希望調査票 **記入例**

※管轄の市町社会福祉協議会あてに本調査票をご提出ください。

※貴団体の昨年度の決算書を併せてご提出ください。

団体名 ボランティアグループ〇〇〇〇

〒000-0000

住所 〇〇市〇〇000-0

連絡先電話番号 000-000-0000

代表者名 △△ △△ 担当者名 〇〇 〇〇

団体の 主な活動	【設立年月】平成 25 年 10 月	【会員数】13 名
	一人親家庭の子どもとその保護者の支援活動	
助成を希望する 事業名	ひとり親家庭オンライン交流会 ☒ 新規事業である ☐ 従来から実施している事業である（ 年程度）	
事業内容 (※誰を対象に いつ何をするの か等をなるべく 詳細に記載)	一人親家庭交流会は年 3 回で野外での交流活動を中心に行ってきたが、コロナ禍のため、Zoom を利用し、創作活動やゲームによる交流を図るイベントを開催する。 ○環境整備 ・オンライン交流を実施する上での事前研修 ・地域の学生ボランティアとともに、スマホのメッセージ機能による、ビデオ通話の使い方の練習やフォローアップの取組 ○オンライン交流会の開催 ・支援に関わった学生との交流も実施し、支援者だけでなく交流の幅を広げる。	
目標・ 期待される効果	・交流を通して孤立しがちな一人親家庭のつながりの構築、相談機関とのつながりの構築 ・生活環境の変化に伴う生活課題の発見や虐待等リスクの早期発見	
活用希望額	100,000 円 ※当事業への他の助成の有無 あり なし	

収支予算	(費目)	(金額：円)	(積算内訳)
	【収入】		
	栃の実基金補助金	100,000	
	会費	5,000	
	計	105,000	
	【支出】		
	消耗品費	35,000	材料代、ゲーム、マスク、消毒液
	器具備品費	40,000	スピーカーフォン、事務用品
	講師謝金	30,000	講師 2 人×3 回×5,000
	計	105,000	

市町社会福祉協議会が記入する欄です。
空欄のまま、市町社協へ提出してください。

※市町社会福祉協議会記入欄

標記事業について、上記のとおり希望がありましたので調査票を提出します。

担当者 社協名 _____ 社会福祉協議会

所属・氏名 _____